

No. 1035 (2019. 1.31)

平成 31 年度税制改正案の概要

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| はじめに | 3 個人事業者を対象とした相続税等の納税猶予制度 |
| I 平成 31 年度税制改正大綱の決定までの経緯 | 4 車体課税 |
| 1 消費税率引上げに伴う対策 | 5 地方関連税制 |
| 2 その他の項目 | 6 国際課税 |
| 3 改正案による増減収見込額 | III 主な論評と今後の課題 |
| II 平成 31 年度税制改正大綱の概要 | 1 主な論評 |
| 1 個人所得課税 | 2 今後の課題 |
| 2 研究開発税制 | おわりに |

キーワード：税制改正、消費税、軽減税率、住宅ローン減税、研究開発税制、事業承継税制、車体課税、税源偏在、寡婦（夫）控除、ふるさと納税

- 平成 30（2018）年 12 月 14 日に、自由民主党及び公明党により平成 31 年度税制改正大綱が決定され、来年度の税制改正の具体的な方向性が示された。
- 大綱は、平成 31（2019）年 10 月の消費税率の 10%への引上げに際して需要変動の平準化を図る目的から、住宅ローン減税を拡充するとともに、地方の安定的な財源を確保しつつ車体課税を大幅に見直すこととしている。
- このほか、大綱には、低所得の未婚のひとり親を対象とした個人住民税の非課税措置の実施、研究開発税制の拡充、個人事業者を対象とした事業承継時の納税猶予制度の創設、法人事業税における新たな税源偏在是正措置の創設、ふるさと納税制度の見直し、国際課税の見直し等が盛り込まれた。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

財政金融課 せこゆうすけ 瀬古 雄祐

第 1 0 3 5 号

はじめに

平成 30 (2018) 年 12 月 14 日に、自由民主党及び公明党により「平成 31 年度税制改正大綱」(以下「与党大綱」)¹が決定された。同月 21 日には、与党大綱の内容に基づいて「平成 31 年度税制改正の大綱」(以下「政府大綱」)²が閣議決定された。税制改正を実施するための関連法案は、第 198 回通常国会に提出される見込みである。

平成 31 年度税制改正に向けた議論では、平成 31 (2019) 年 10 月³に予定されている消費税率の 10%への引上げに伴う需要変動への対応策が焦点の 1 つとなった。与党大綱は、消費税率引上げ後に、住宅に対する税制上の支援策を講ずるとともに、地方の安定的な財源を確保しつつ車体課税を大幅に見直すこととした。このほか、与党大綱には、低所得の未婚のひとり親を対象とした個人住民税(道府県税及び市町村税)の非課税措置の実施、研究開発税制の拡充、個人事業者を対象とした事業承継時の納税猶予制度の創設、地方法人課税における新たな税源偏在是正措置の創設、ふるさと納税制度の見直し、国際課税の見直し等が盛り込まれた。

本稿では、平成 31 年度税制改正案の策定に向けた経過をたどるとともに、与党大綱に示された改正案の内容を概説する。なお、政府大綱に記載された、税制改正に伴う増減収見込額(国税及び地方税)を巻末に掲げた(巻末表 A、B)。

I 平成 31 年度税制改正大綱の決定までの経緯

1 消費税率引上げに伴う対策

安倍晋三首相は平成 30 (2018) 年 10 月 15 日の臨時閣議で、消費税率の 10%への引上げを予定どおり平成 31 (2019) 年 10 月 1 日に実施する方針を表明するとともに、税率引上げに伴う需要変動の平準化等のための十分な対策を講じる考えを示した⁴。その後、政府・与党内での検討が進められ⁵、11 月 26 日に、未来投資会議等の合同会議で、消費税率の引上げに向けた 9 項目の具体的な対策の方向性が提示された⁶。

一般に、消費税率の引上げは、①引上げ前に需要の一時的な先食い(駆け込み需要)が生じる一方、引上げ後には一転して需要の落ち込み(反動減)が見られる「異時点間の代替効果」

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、平成 31 (2019) 年 1 月 23 日である。また、本稿中に示した平成 31 年度予算案に係る各金額としては、平成 31 (2019) 年 1 月 18 日に閣議決定された金額を用いている。

¹ 自由民主党・公明党「平成 31 年度税制改正大綱」2018.12.14. 自由民主党 HP <https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/138664_1.pdf?_ga=2.221818204.594430216.1548150027-378452544.1435821037>

² 「平成 31 年度税制改正の大綱」(平成 30 年 12 月 21 日閣議決定) 財務省 HP <https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2019/20181221taikou.pdf>

³ 平成 31 (2019) 年 4 月 30 日の翌日に改元が予定されているが、本稿執筆時点では新しい元号が決定していないため、本稿では、同日以降についても平成の元号を使用するとともに、西暦を併記する。

⁴ 「臨時閣議及び閣僚懇談会議事録」2018.10.15, pp.2-3. 首相官邸 HP <<http://www.kantei.go.jp/jp/content/301015rinjigijiroku.pdf>>

⁵ 与党による検討の例として、自由民主党政務調査会経済成長戦略本部「消費税率引上げに伴う対策について」2018.11.20. <https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/138529_2.pdf?_ga=2.226467038.539208075.1546591675-378452544.1435821037>

⁶ 未来投資会議ほか「経済政策の方向性に関する中間整理」2018.11, pp.13-16. 内閣府 HP <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2018/1126_1/shiryo_01.pdf>

と、②税率引上げによる物価上昇の結果、家計の実質可処分所得が減少し購買力が低下することで、個人消費の減少が生じる「所得効果」の2つの経路で経済に影響をもたらす。平成 26 (2014) 年 4 月の同税率の 8%への引上げ時には、税率引上げ後の消費の落ち込みが長期にわたった。税率引上げまで 1 年を切る中、経済や家計にいかなる影響が及び得るかに注目が集まっている⁷。

与党大綱は、消費税率引上げに際しての税制上の対策として、①税率引上げ時における価格設定の柔軟化と転嫁対策、②住宅に係る措置（住宅ローン減税（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）の拡充）、③自動車に係る措置（自動車の取得及び保有に係る諸税の減税）を講ずるとした。

なお、消費税率引上げとともに、酒類及び外食を除く飲食料品、並びに、定期購読契約が締結された週 2 回以上発行される新聞に対して、8%の軽減税率が導入される。軽減税率をめぐっては、その適用をめぐって混乱が生じることへの懸念が見られるほか⁸、小売店を中心に、軽減税率に対応したレジシステムへの移行の準備が整っていない状況も指摘されており⁹、その円滑な導入に向けた対策が課題と目されている。加えて、軽減税率の導入により 1 兆円規模の減収が見込まれ、その安定的な財源の確保が課題とされてきたが¹⁰、与党大綱には、インボイス制度¹¹の導入により見込まれる税収増分や社会保障の見直しによる歳出減分を追加的に充当することで、財源を確保する方向性が示された（与党大綱, p.4.）。

また、政府・与党内では、消費税率の引上げに向けた歳出面での対策の検討も進められ、各種の措置の費用として、計 2 兆 280 億円が平成 31 年度予算案に計上された¹²。

2 その他の項目

平成 31 年度税制改正に向けた検討の過程では、個人所得課税（所得税及び個人住民税）における寡婦（夫）控除¹³の適用対象を見直すことの是非が議論の俎上に上った。未婚のひとり親を

⁷ 消費税率引上げに伴う経済への影響をめぐる試算等については、田村なつみ「消費税率引上げの影響と対策」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1029 号, 2018.12.18. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11203251_po_IB1029.pdf?contentNo=1> を参照。

⁸ 「軽減税率に現場困惑」『朝日新聞』2018.11.9.

⁹ 日本商工会議所の調査によると、回答した中小企業の約 8 割が、軽減税率制度の準備に取りかかっていないと回答している（日本商工会議所「中小企業における消費税の価格転嫁および軽減税率の準備状況等に関する実態調査調査結果について」2018.9.28. <<https://www.jcci.or.jp/research/2018/0928110000.html>>）。

¹⁰ これまでに、総合合算制度（低所得者世帯の医療等の自己負担総額に上限を設ける制度）の導入見送りにより 4000 億円が、平成 30 年度税制改正における所得税の見直しやたばこ税の見直しにより 3000 億円が、それぞれ確保されているが、残る 3000 億円の確保の見通しは立っていないとされていた（「1 兆円減収 穴埋め策めど」『朝日新聞』2018.12.8.）。

¹¹ 仕入税額控除の要件として、登録を受けた課税事業者（売り手）に対して、税率ごとの税額等を記した適格請求書等（インボイス）の発行及び保存を義務付ける制度をいう（詳細は、佐藤良「インボイス方式導入をめぐる経緯と課題」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』949 号, 2017.3.23. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10315727_po_0949.pdf?contentNo=1> を参照。）。インボイス制度の導入後は、インボイスを発行できない免税事業者からの仕入れについて仕入税額控除を受けられなくなることを受けて、免税事業者の一部が新たに課税事業者となることから、一定の増収が見込まれている。

¹² 平成 31 年度予算案に盛り込まれた歳出面での具体的な措置としては、クレジットカード等のキャッシュレス決済を行った場合におけるポイント還元の実施（2798 億円）及びプレミアム付商品券の発行（1723 億円）等が挙げられる。詳細は、藤本守「平成 31 年度予算案の概要」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1033 号, 2019.1.24, pp.6-7. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11234995_po_1033.pdf?contentNo=1> を参照。

¹³ 寡婦控除及び寡夫控除は、夫（妻）と死別・離別した後に婚姻をしていない者で扶養親族を有する者等を対象として、所得税及び個人住民税の税額の算出において一定額を課税所得から控除するものである。本稿では、寡婦控除

同控除の適用対象に加えるべきであるとする公明党と、これに慎重な自由民主党との間で調整が難航したと報じられている¹⁴。調整の結果、未婚のひとり親を寡婦（夫）控除の適用対象とすることは見送られ、低所得の未婚のひとり親に対して個人住民税を非課税とする措置を講ずるとともに、当該ひとり親に臨時・特別給付金を支給することとなった¹⁵。

このほか、与党大綱には、研究開発税制の拡充、個人事業者の事業承継時の納税猶予制度の創設、法人事業税（道府県税）における新たな税源偏在是正措置の創設、ふるさと納税制度の見直し、国際課税の見直し等が盛り込まれた。

3 改正案による増減収見込額

政府大綱には、改正が行われた場合における平年度ベース¹⁶の増減収見込額が示されている。これによると、国税では 1040 億円の減収が見込まれている。地方税では、特別法人事業税（仮称）（国税）の創設に伴う法人事業税の標準税率の見直しにより 1 兆 8697 億円の減収が見込まれるものの、特別法人事業税（仮称）の税収の全額が地方譲与税として地方に配分されること等により、全体として 474 億円の増収が見込まれている。（政府大綱, pp.104-105; 巻末表 A、B 参照。）

II 平成 31 年度税制改正大綱の概要

1 個人所得課税

(1) 住宅ローン減税の拡充

消費税率の引上げに伴う住宅の需要変動の平準化を図るため、住宅ローン減税の拡充が図られる¹⁷。現行では、住宅の取得等に係る借入金等の年末残高に応じて、年間で最大 40 万円¹⁸が 10 年間にわたって所得税額から控除される¹⁹。与党大綱は、控除期間を現行の 10 年間から 13 年間に 3 年延長するとともに、適用 11 年目以降の 3 年間については、消費税率 2% 引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設ける。具体的には、一般の住宅の場合、「住宅借入金等の年末残高（4000 万円が限度）の 1% に相当する額」と「住宅取得額（消費税額等を除く。4000 万円が限度）の 2% に相当する額を 3 等分した額」のうち、いずれか少ない方の額を所得税額から控除する仕組みとする²⁰。当該特例は、住宅の取得等に係る消費税率が 10% であり、かつ、

及び寡夫控除を併せて「寡婦（夫）控除」とする。

¹⁴ 「ひとり親支援 自公対立」『読売新聞』2018.12.19。

¹⁵ 給付金の支給は、所得税等の寡婦（夫）控除を適用した場合との負担軽減額の格差を埋めるための措置であるとも報じられている（「婚姻歴のないひとり親 住民税優遇条件を緩和」『朝日新聞』2018.12.15.）。なお、未婚のひとり親に対する更なる税制上の対応の可否等については、平成 32 年度税制改正で検討することとされた（与党大綱, p.121.）。

¹⁶ 税制改正による影響が 1 年間にわたって税収に反映された状態をいう。

¹⁷ なお、住宅の取得等に対する歳出面での支援策として、住宅取得に係る負担の軽減を目的とした給付措置である「すまい給付金」の拡充（785 億円）等が、平成 31 年度予算案に盛り込まれた（藤本 前掲注(12), p.7.）。

¹⁸ 認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅の場合には、年間の税額控除額は最大 50 万円である。

¹⁹ 現行制度は、合計所得金額が 3000 万円以下であることが適用要件とされており、平成 33（2021）年 12 月末までに自己の居住の用に供した住宅について適用される。

²⁰ さらに、所得税額から控除しきれない分は、個人住民税額から控除される。この場合、所得税の課税総所得金額等の 7%（最高は 13 万 6500 円）が上限である。この措置による個人住民税の減収分は平年度ベースで 141 億円と見込まれており（政府大綱, p.105; 巻末表 B 参照。）、その全額が国費で補填される。（与党大綱, pp.3, 23.）

平成 31 (2019) 年 10 月から平成 32 (2020) 年末までの期間に入居する場合に適用される。(与党大綱, pp.3, 18-20, 23-24.)

この見直しにより、平年度ベースで国税では 1000 億円の減収が見込まれている(政府大綱, p.104; 巻末表 A 参照。)

(2) 未婚のひとり親を対象とする個人住民税の非課税措置の実施

子どもの貧困に対応するための措置として、前年の合計所得金額が 135 万円以下である未婚のひとり親に対し、新たに個人住民税(所得割及び均等割)を非課税とする措置を講ずる。この措置は、平成 33 (2021) 年度分以後の個人住民税について適用される。なお、事実婚の状態にある者は、当該措置の対象外とされる。(与党大綱, pp.14, 40-41.)

現行制度では、寡婦(夫)については、前年の所得が 125 万円(平成 33 年度分以降は 135 万円²¹)以下(給与所得のみの場合、年収 204 万 4000 円未満)である場合には個人住民税は非課税とされるが、未婚のひとり親については当該非課税措置が適用されず、所得が当該基準額より低い場合であっても課税されるケースが生じていた²²。見直しの結果、個人住民税について、寡婦(夫)であるか未婚のひとり親であるかを問わず非課税となる基準が一定となる。

この見直しにより、個人住民税は平年度ベースで 4 億円の減収となるものと見込まれている(政府大綱, p.105; 巻末表 B 参照。)。なお、歳出面では、年収 360 万円以下の未婚のひとり親に対して、1 万 7500 円の臨時・特別給付金を支給することとされ、平成 31 年度予算案に関連経費(30 億円)が計上されている²³。

2 研究開発税制

与党大綱は、研究開発投資の多様化を図り、質の高い研究を後押しすること等を目的として、研究開発税制²⁴の見直しを図るとしている(与党大綱, p.5.)。

総額型については、研究開発投資の増加インセンティブを強化する観点から税額控除率を見直しとともに、一定の要件²⁵を満たすベンチャー企業を対象として、控除額の上限(現行では当期の法人税額の 25%)を当期の法人税額の 40%に引き上げる。また、大学等との共同研究や委託研究等を対象とするオープンイノベーション型については、新たに大企業や研究開発型ベン

²¹ 平成 30 年度税制改正で、平成 33 (2021) 年度分以後の個人住民税について、給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除への控除額の振替を実施することが決まっている。これに伴い、非課税措置に係る要件が変動しないよう、同年度分以降、非課税措置の適用に係る基準額に 10 万円が加算される。

²² 『朝日新聞』前掲注(15)

²³ 「平成 31 年度社会保障関係予算のポイント」2019.1, p.10. 財務省 HP <https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2019/seifuan31/13.pdf>

²⁴ 法人等に試験研究費の支出がある場合に、当該支出額に応じて法人税額等からの控除が認められる措置である。現行の同税制の枠組みの下では、試験研究費の総額を対象とする「総額型」、国の試験研究機関や大学等との共同研究等を対象とする「オープンイノベーション型」、売上金額の水準に照らして試験研究費の割合が高い場合に上乘せ措置として適用可能な「高水準型」が設けられている。また、中小法人には、「総額型」に代えて「中小企業技術基盤強化税制」が適用される。詳細は、瀬古雄祐「研究開発税制に関する論点」『レファレンス』798 号, 2017.7, pp.26-28 <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10379267_po_079802.pdf?contentNo=1> を参照。

²⁵ 設立後 10 年以内の法人のうち繰越欠損金額を有するものをいう。ベンチャー企業は、設立後 7 年目までは繰越欠損金の全額を損金算入できるが、8~10 年目には損金算入を法人税額の 50%までに制限されている。見直しには、設立後 8~10 年目のベンチャー企業の法人税負担を軽減する狙いがあると報じられている。「研究開発 スタートアップを優遇」『日本経済新聞』2018.12.15 を参照。

チャー企業²⁶への委託研究等を対象とするとともに²⁷、控除額の上限（現行では当期の法人税額の 5%）を当期の法人税額の 10%に引き上げる。加えて、高い水準の研究開発投資を行っている企業について控除率を割り増す措置を総額型に設けること等により、平成 31（2019）年 3 月末で適用期限を迎える高水準型を総額型及び中小企業技術基盤強化税制に統合する。（与党大綱, pp.5-6, 60-64; 表 1 参照。）

表 1 研究開発税制の見直し案の概要

	総額型	オープンイノベーション型	高水準型
現行措置の概要	恒久措置		時限措置 (適用期限は平成31年3月末)
適用要件等	試験研究費の支出があること	大学等との共同研究等に係る試験研究費（特別試験研究費）の支出があること	試験研究費の平均売上金額に占める割合が10%を超えること (上乗せ措置)
税額控除率	試験研究費の総額の6～10% (時限措置として6～14%)	特別試験研究費の総額の20%又は30%	売上高に占める試験研究費の割合に応じて算出
控除額の上限	当期の法人税額の25%	当期の法人税額の5%	当期の法人税額の10%
見直し案	<ul style="list-style-type: none"> 税額控除率の見直し 設立後10年以内である等の要件を満たすベンチャー企業を対象として、控除額の上限を当期の法人税額の40%に引上げ 税額控除率の上限を14%とする時限措置の適用期限の2年間の延長 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における控除税額の上限の上乗せ特例の改組及び適用期限の2年間の延長 	<ul style="list-style-type: none"> 大企業等への委託研究（税額控除率は20%）や研究開発型ベンチャー企業との共同研究等（同25%）を対象に追加 控除額の上限を当期の法人税額の10%に引上げ 	適用期限の到来とともに廃止 (総額型等に統合)

(注 1) 中小企業を対象とする中小企業技術基盤強化税制は、総額型と類似の制度である（総額型と中小企業技術基盤強化税制の併用はできない。）。中小企業技術基盤強化税制における税額控除率は、現行では試験研究費の総額の 12%（時限措置として 12～17%）である。総額型及び中小企業技術基盤強化税制の税額控除率に係る時限措置は、平成 31（2019）年 3 月末が適用期限とされている。

(注 2) オープンイノベーション型は、総額型又は中小企業技術基盤強化税制との併用が可能であるが、特別試験研究費については、総額型又は中小企業技術基盤強化税制の利用のための試験研究費として計上することはできない。

(注 3) 現行制度において、高水準型は、総額型又は中小企業技術基盤強化税制に上乗せして適用することが可能である。

(注 4) 平均売上金額とは、当該事業年度を含む直近 4 事業年度の売上高の平均額をいう。

(注 5) 高水準型については、「 $(10\% \text{を超えた部分の割合}) \times 0.2$ 」により税額控除率が算出され、この税額控除率を用いて以下の算定式により控除額が算出される。

$$(\text{試験研究費の額} - \text{当該事業年度を含む直近 4 事業年度の売上高の平均額} \times 10\%) \times \text{控除率}$$

(出典) 筆者作成。

3 個人事業者を対象とした相続税等の納税猶予制度

個人事業者の事業承継の際には、承継される事業用資産（土地、建物、機械等）を対象として、後継者に相続税又は贈与税が課される。与党大綱は、10 年間の時限措置として、これらの事業用資産に係る課税価格に対応する相続税及び贈与税の納税を猶予する制度²⁸を創設し、個人事業者の事業承継の促進を図るとしている（与党大綱, pp.6, 41-45.）。

現在では、中小法人における非上場株式の承継については相続税及び贈与税の納税猶予等を認める措置が設けられている²⁹一方、個人事業者の事業用資産を対象とした納税猶予等の措置

²⁶ 産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 5 項の新事業開拓事業者で、その発行する株式の全部又は一部が同法の認定ベンチャーファンドの組合財産であるもの等をいう。

²⁷ 税額控除率は、大企業等への委託研究については 20%、研究開発型ベンチャー企業との共同研究等については 25%とされる。

²⁸ 措置の適用に当たっては、承継計画を都道府県に提出し、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（平成 20 年法律第 33 号）の規定による認定を受けることを要件とする。

²⁹ 中小法人を対象とするこの措置は、一般に事業承継税制と呼ばれる。事業承継税制については、以下の資料を参照。瀬古雄祐「事業承継税制の概要及び論点」『レファレンス』810 号, 2018.7, pp.69-90. <<http://dl.ndl.go.jp/view/d>

は設けられていない³⁰。近年、個人事業者の高齢化が進展する中で、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保を図ることが当該措置の趣旨とされている（同、p.6.）。この措置により、国税では平年度ベースで 10 億円の減収が見込まれている（政府大綱、p.104; 巻末表 A 参照。）。

4 車体課税

与党大綱は、消費税率の 10%への引上げや自動車産業を取り巻く環境変化に対応するため、地方財政に配慮しつつ、車体課税³¹の一体的な見直しを行うとしている。具体的には、(1) 自動車税種別割の恒久減税、(2) 自動車税及び軽自動車税における環境性能割の時限的減税、(3) エコカー減税³²及びグリーン化特例³³の重点化等である。車体課税をめぐっては、消費税率の 10%への引上げをにらんだ総合的な見直しに向けて継続的に議論されてきたが、今般の見直しは、その最終的な結論と位置付けられている（与党大綱、p.9.）。

(1) 自動車税種別割の恒久減税

消費税率の 10%への引上げ時には、現在、自動車の取得時に課されている自動車取得税（道府県税）³⁴が廃止されるとともに、自動車税（道府県税）及び軽自動車税（市町村税）に、燃費性能等に応じて取得時に課税される環境性能割が導入される予定である³⁵。これに伴い、従来、自動車の所有者に対して排気量等に応じて税率（年額）が定められている自動車税及び軽自動車税は、それぞれ「自動車税種別割」「軽自動車税種別割」と呼称される。

与党大綱は、自動車税種別割について、消費税率引上げ後に購入された自動車を対象に、年 1,000 円から 4,500 円の恒久減税を図るとしている（表 2 参照。）。この措置により、平年度ベースで 1324 億円の減収が見込まれるが、その財源はエコカー減税の見直し等（後述 (3) 参照。）

表 2 自動車税種別割の見直し案

総排気量	現行の標準税率（年額）	見直し案における標準税率（年額）	減税額
1,000cc以下	2万9500円	2万5000円	4,500円
1,000cc超1,500cc以下	3万4500円	3万500円	4,000円
1,500cc超2,000cc以下	3万9500円	3万6000円	3,500円
2,000cc超2,500cc以下	4万5000円	4万3500円	1,500円
2,500cc超	5万1000円～11万1000円	5万円～11万円	各1,000円

（注）見直し案における税率は、平成 31（2019）年 10 月以降に購入した自動車に適用される。
（出典）筆者作成。

ownload/digidepo_11119476_po_081004.pdf?contentNo=1>

³⁰ なお、現行税制においては、「小規模宅地等の相続税の課税の特例」により、一定規模までの事業用宅地につき、その価額の 80%の減額が認められているものの、納税の猶予や免除までは認められていない。なお、当該特例は、新たに創設される納税猶予制度との間で選択的に適用できるものとするのが予定されている（与党大綱、p.44.）。

³¹ 車体課税については、佐藤良「車体課税をめぐるとの経緯及び論点」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』935 号、2017.1.26. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10266072_po_0935.pdf?contentNo=1> に詳しい。

³² 燃費性能等に応じて税負担を減免する特例措置であり、自動車取得税及び自動車重量税において設けられている。

³³ 燃費性能等に優れた自動車について税負担を軽減する一方で、新車新規登録等から一定年数が経過した自動車について税負担を重くする仕組みであり、自動車税及び軽自動車税において設けられている。

³⁴ 自動車の取得価額の 3%が本則税率とされる（営業用自動車及び軽自動車については、当面の間の措置として、税率 2%が適用されている。）。

³⁵ 当初は、平成 28 年度税制改正で決定された（自由民主党・公明党「平成 28 年度税制改正大綱」2015.12.16, pp.13-14, 80-86. 自由民主党 HP <http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/131061_1.pdf>）。その後、消費税率の 10%への引上げ時期が延期されたことを受け、環境性能割の導入も延期された。

により確保するほか、なお生じる不足額については、その全額を国費で補填する³⁶。なお、軽自動車税種別割については、税率の見直しはなされない。（与党大綱, pp.3-4, 9, 87-88.）

(2) 環境性能割の時的減税

与党大綱は、自動車取得時の負担感を緩和するため、平成 31（2019）年 10 月からの 1 年間の時限措置として、自動車税及び軽自動車税の環境性能割に係る税率の 1%分を軽減するとしている。（与党大綱, pp.4, 87; 表 3 参照。）

当該措置により、初年度に 249 億円の減収が見込まれているが（政府大綱, p.105; 巻末表 B 参照。）、その全額は国費で補填される（与党大綱, p.87.）。

表 3 環境性能割の軽減案

		平成31年10月 ～平成32年9月	平成32年10月以降
平成32年度 基準	電気自動車など	非課税	非課税
	基準+20%以上達成		購入価格の1%
	基準+10%以上達成		
平成27年度基準	基準を達成	購入価格の1%	購入価格の2%
	基準+10%以上達成	購入価格の2%	購入価格の3%
	上記以外の自動車		

(注 1) 上表は自家用乗用車等に関するものである。
 (注 2) 「電気自動車など」とは、電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車を指す。
 (注 3) 「基準」とは、該当する燃費基準を指す。
 (出典) 筆者作成。

(3) エコカー減税・グリーン化特例等の見直し

与党大綱は、消費税率引上げ後に実施される自動車税種別割の恒久減税（上記（1）参照。）による減収について、エコカー減税の見直しやグリーン化特例の重点化、自動車税及び軽自動車税における環境性能割の基準見直しにより財源を確保し、なお生じる不足額については国費で補填するとしている（与党大綱, p.9.）。

自動車の利用に対して車検時等に課される自動車重量税（国税）に係るエコカー減税については、平成 31（2019）年 5 月以降、初回車検時の軽減割合を見直すとともに、2 回目車検時の免税対象を電気自動車等に限定するとしている（同, pp.10, 83-84.）。これにより、平年度ベースで 160 億円の増収が見込まれている（政府大綱, p.104; 巻末表 A 参照。）³⁷。自動車税及び軽自動車税におけるグリーン化特例については、平成 33（2021）年 4 月以降、適用対象を電気自動車等に限定する（与党大綱, pp.9-10, 88, 89.）。これにより、平年度ベースで 278 億円の増収が見込まれている（政府大綱, p.105; 巻末表 B 参照。）。

なお、平成 31（2019）年 4 月から 9 月まで、自動車取得税に係るエコカー減税の軽減割合の引下げにより、一時的な増税が図られる。これにより、同年 4 月から 9 月までの期間に限って、30 億円の増収が見込まれている（同）。

5 地方関連税制

(1) 地方法人課税の税源偏在是正措置の創設

地方法人二税（法人住民税（道府県税・市町村税）及び法人事業税（道府県税））について

³⁶ 具体的には、自動車重量税の譲与割合の段階的引上げや揮発油税から地方揮発油税への税源移譲により補填される（与党大綱, p.10.）。

³⁷ ただし、自動車重量税に係る譲与割合の引上げにより 550 億円の減収が見込まれている（政府大綱, p.104; 巻末表 A 参照。）。

は、地方公共団体（以下「自治体」）間での税源の偏在が顕著であり、法人が多く立地する都市部に多額の税収が集まる傾向にある³⁸。税源の偏在は自治体間の財政力格差につながり得ることから、これを是正する税制上の措置として、現在、地方法人特別税（法人事業税の一部を分離して創設された国税）・地方法人特別譲与税（以下、地方法人特別税と地方法人特別譲与税を合わせて「地方法人特別税等」）、及び、地方法人税（法人住民税の一部を分離して創設された国税）が設けられている³⁹。消費税率の 10%への引上げと同時に、地方法人特別税等の廃止（法人事業税への復元）及び地方法人税の拡充が予定されており⁴⁰、平成 30 年度税制改正に際しては、地方法人課税における新たな税源偏在是正措置について、平成 31 年度税制改正で結論を得る方針が示されていた⁴¹。

与党大綱は、地方税の税源偏在を是正するための新たな恒久措置を設けるとしている。当該措置は、地方法人特別税等の廃止と同時に、道府県税である法人事業税の一部を分離して国税（特別法人事業税（仮称））とし⁴²、その税収について人口を基準に都道府県に譲与する（特別法人事業譲与税（仮称））⁴³という仕組みである。（与党大綱、pp.11-12, 70-73.）

特別法人事業税（仮称）の創設により、東京都、愛知県、大阪府は減収となることが見込まれており、特に東京都は、拡充される地方法人税による減収分も含め、9200 億円程度の減収が生じると報じられている⁴⁴。

（2）ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度⁴⁵をめぐっては、より多くの寄附を集めようとする自治体の中で、返礼品の豪華さをめぐる競争が過熱しており⁴⁶、制度の本来の趣旨等に反した利用がなされている等の批判が多くなされてきた⁴⁷。こうした事態を受け、与党大綱は、過度な返礼品を送付し、制度

³⁸ 法人住民税及び法人事業税について、人口 1 人当たりの税収額が最大の東京都と最小の奈良県との間の格差は 6.1 倍とされている（「人口一人当たりの税収額の指数（平成 28 年度決算額）」総務省 HP <http://www.soumu.go.jp/main_content/000537957.pdf>）。

³⁹ 地方法人特別税は、平成 20 年度税制改正において創設された。実際の徴収は法人事業税と併せて都道府県により行われるものの、税収は全額が国に収納され、地方法人特別譲与税として、人口及び従業者数に応じて地方に配分される。地方法人税は、平成 26 年度税制改正において創設された。賦課・徴収は国により行われ、税収は全額が地方交付税の原資とされる。

⁴⁰ これらの方針は、当初は平成 28 年度税制改正で決定された（自由民主党・公明党 前掲注(35), pp.9-10, 61-62.）ものの、消費税率の 10%への引上げ時期が延期されたことを受け、これらの措置の実施時期も延期された。

⁴¹ 自由民主党・公明党「平成 30 年度税制改正大綱」2017.12.14, p.12. 自由民主党 HP <https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/136400_1.pdf>

⁴² 都道府県が法人事業税とともに賦課・徴収を行うこととされ、国の交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払い込まれる。

⁴³ なお、地方交付税の不交付団体に対しては、人口を基準に算出された譲与額から、当該額の 75%に相当する額を控除した額が譲与される。

⁴⁴ 例えば、「偏在是正 都から年 9200 億円 地方へ」『読売新聞』2018.12.15.

⁴⁵ 所得税における「寄附金控除」（所得控除方式）及び個人住民税における「寄附金税額控除」（税額控除方式）の仕組みを用いた制度であり、納税者が都道府県・市区町村に対して、ふるさと納税の枠組みの下で寄附を行うと、当該寄附額のうち 2,000 円を超える部分について、一定の上限の範囲内で、原則、所得税及び個人住民税から全額が控除される制度である（控除方式は、所得税については所得控除、個人住民税については税額控除である。）。詳細は、佐藤良「ふるさと納税の現状と課題」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1020 号, 2018.10.30. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11176319_po_IB1020.pdf?contentNo=1> を参照。

⁴⁶ 総務省は、こうした返礼品競争の過熱を受け、返礼割合が 3 割を超えないよう繰り返し通知により求めてきた（同上, pp.6-7.）。

⁴⁷ 例えば、佐藤主光「論評 ふるさと納税の見直しを」『地方税』68(4), 2017.4, pp.2-8.

の趣旨を歪めている自治体については、ふるさと納税（特例控除⁴⁸）の対象外にできるよう、同制度の見直しを図るとしている。具体的には、①寄附金の募集を適正に実施しており、かつ、返礼品を送付する場合には、②返礼割合⁴⁹が 3 割以下であり、かつ返礼品が地場産品であること、という要件を満たす自治体をふるさと納税（特例控除）の対象として総務大臣が指定する制度に改める。上述の基準に適合しない自治体に対する寄附は、ふるさと納税（特例控除）の対象外となる。この見直しは、平成 31（2019）年 6 月以降の寄附について適用される。（与党大綱, pp.7, 40.）

6 国際課税

「BEPS プロジェクト」⁵⁰の合意事項等に沿い、税制面での対応を行う。具体的には、過大支払利子税制⁵¹につき、利子の損金算入限度額の算定方法を見直し、税源浸食リスクに応じた課税の強化を図る。また、移転価格税制⁵²の対象となる無形資産を明確化するとともに、評価が困難な無形資産取引に係る価格調整措置を導入する。（与党大綱, pp.15-16, 98-103.）

III 主な論評と今後の課題

1 主な論評

平成 31 年度税制改正案については、全体として、消費税率引上げによる影響の緩和のための対策に重点が置かれたとの評価が複数見られる。各種の減税措置により、国内景気にプラスの影響が見込まれるとの評価⁵³や、財政規律とのバランスを考慮した減税措置であるとする見解⁵⁴が示されている一方、過剰な減税であるとして、財政への影響を懸念する声⁵⁵も少なくない。また、これらの措置により、税制が複雑化しているとの指摘もなされている⁵⁶。所得再分配強化の観点から、金融所得課税を含む所得税改革に踏み込むべきであったとの評価も見られる⁵⁷。

⁴⁸ ふるさと納税を行った場合のみに認められる、個人住民税に係る税額控除（特例分）を指す。当該特例分では、「（ふるさと納税額－2,000 円）×（100%－10%－所得税率）」により算出される税額が控除される。

⁴⁹ ふるさと納税額（寄附額）に対する返礼品の調達価格の割合をいう。返礼品の送付、広報、決済等に係る関連費用は、ここには含まれない。佐藤 前掲注(45), p.1（注 7）を参照。

⁵⁰ BEPS とは Base Erosion and Profit Shifting（税源浸食と利益移転）の略語である。「BEPS プロジェクト」とは、多国籍企業による国際的な租税回避等の防止のため、国際課税ルールを企業行動の実態に即したものとするとともに、国際課税ルール全体の見直しを行う多数国間の取組である。平成 27（2015）年 10 月に、15 の行動計画からなる最終報告書が策定されたほか、平成 28（2016）年 11 月には BEPS 防止措置実施条約が採択された。同条約は、我が国について平成 31（2019）年 1 月に発効した。

⁵¹ 所得計算上、支払利子が損金に算入できることを利用して、企業は、所得金額に比して過大な利子を関連者間で支払った上で当該支払利子を損金に計上することにより、税負担を圧縮することが可能である。過大支払利子税制は、関連者への純支払利子等の損金算入に一定の制限を加えることで、こうした租税回避の防止を図る制度である。

⁵² 企業は、外国の関連企業との取引価格を通常の価格と異なる価格に設定することで、所得を外国に移転し、国内での税負担を軽減することが可能である。移転価格税制は、外国の関連企業との取引が通常の価格で行われたものとして所得を再計算し課税することで、こうした租税回避の防止を図る制度である。

⁵³ 斎藤太郎「減税に時限措置 その後が心配」『朝日新聞』2018.12.15。斎藤氏は、減税措置が期限を迎えた後に景気に悪影響が及び得るとの懸念も示している。

⁵⁴ 小林喜光「2019 年度（平成 31 年度）税制改正大綱について」2018.12.14。経済同友会 HP <<https://www.doyukai.or.jp/chairmansmsg/uploads/docs/1677ccbb5789698b317998f7cfaf857c02b59da7.pdf>>

⁵⁵ 矢嶋康次「「財政健全化」見えず」『読売新聞』2018.12.15；宮前耕也「過剰で財政悪化気がかり」『産経新聞』2018.12.15。

⁵⁶ 森信茂樹「複数の税率 複雑になりすぎた」『朝日新聞』2018.12.15。

⁵⁷ 「社説 与党の税制改正大綱 官邸への追従があらわだ」『毎日新聞』2018.12.16；同上 なお、分離課税とされ

未婚のひとり親に対する個人住民税の非課税措置の適用については、寡婦（夫）控除の適用対象の見直しを行うべきであったとする声が聞かれる⁵⁸ほか、未婚のひとり親の所得が寡婦（夫）よりも低くなるケースや、避けがたい事情のためにひとり親になるケースも多いことなど、ひとり親をめぐる現状が報じられている⁵⁹。

個人事業者を対象とした事業承継時の納税猶予制度の創設については、後継者難による個人事業者の廃業がもたらす経済的影響を懸念する立場から、適切な措置であるとの評価⁶⁰が見られる一方で、世代交代を促進する効果はなお不透明であるとの見方⁶¹も示されている。

自動車関連税制の見直しについては、需要の平準化のための適切な対応であるとして肯定的に評価する向きがある⁶²。関連する業界団体からは、税負担の軽減が図られたことに好意的な見解が示されている⁶³。自治体からは、自動車税の恒久的な減税方針が示されたものの、税源移譲等により地方の安定的な財源が確保されたとして評価する声が聞かれる⁶⁴。その反面、業界からは、減税額が小幅にとどまったとの失望の声も報じられている⁶⁵。

地方税における新たな税源偏在是正措置については、偏在性の小さい地方税体系の構築に資するとの評価⁶⁶が見られる一方で、財政力格差の是正は地方交付税により行うべきであるとの議論⁶⁷や、地方への税源移譲等の抜本的な改革が必要であるとの意見⁶⁸も見られる。当該措置により減収が見込まれる東京都からは、新たな措置は地方分権を阻害するものであり、地方の活性化への効果という点でも疑問であるとして、強い批判がなされている⁶⁹。

2 今後の課題

与党大綱には、個人所得課税をめぐる大きな見直しは盛り込まれなかった。振り返れば、平成 29（2017）年度と平成 30（2018）年度の税制改正においては、それぞれ配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しが図られた。与党大綱は、経済社会の構造変化への対応や所得再分配機能の回復の観点から、今後も各種控除の在り方の検討を行う方針を示している。また、老後に備える資産形成について公平に税制の適用を受ける

ている金融所得課税について、当初はその課税強化が検討されたものの、株価への影響を考慮し、具体的な改正は見送りになったという（「金融所得 増税見送りへ」『朝日新聞』2018.10.31.）。

⁵⁸ 「婚姻歴ない「ひとり親」」『東京新聞』2018.12.15; 「社説 税制の見直し 宿題先送りに終止符を」『朝日新聞』2018.12.16.

⁵⁹ 「未婚ひとり親 怒りの声」『毎日新聞』2018.12.16.

⁶⁰ 宮前 前掲注(55); 「社説 与党税制大綱 消費増税対策の規模は適切か」『読売新聞』2018.12.16.

⁶¹ 「個人事業主の交代支援」『東京新聞』2018.12.15.

⁶² 日本経済団体連合会「平成 31 年度与党税制改正大綱に関する中西会長コメント」2018.12.14. <<http://www.keidanren.or.jp/speech/comment/2018/1214.html>>

⁶³ 例えば、豊田章男「平成 31 年度与党税制改正大綱について」2018.12.14. 日本自動車工業会 HP <http://release.jama.or.jp/sys/comment/detail.pl?item_id=574>

⁶⁴ 例えば、上田清司・石井隆一「平成 31 年度与党税制改正大綱」について」2018.12.14. 全国知事会 HP <<http://www.nga.gr.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/2/20181217yotozeiseitaiko.pdf>>

⁶⁵ 「業界 負担軽減を歓迎 減税額小幅に失望も」『産経新聞』2018.12.15.

⁶⁶ 例えば、上田・石井 前掲注(64)

⁶⁷ 関口智「経済教室 税制大綱 残された課題（下） 税源偏在緩和、交付税が筋」『日本経済新聞』2018.12.26.

⁶⁸ 「地方の法人税の偏在」『東京新聞』2018.12.15; 齊藤徹弥「地方法人課税 ゆがみ限界」『日本経済新聞』（埼玉版）2018.12.15. また、地方税における地方法人課税への依存を問題視し、地方消費税を地方の基幹税とすべきであるとの見解も示されている（佐藤主光「経済教室 消費税中心の税体系めざせ」『日本経済新聞』2018.9.25.）。

⁶⁹ 「小池知事「知事の部屋」 記者会見」2018.12.14. 東京都 HP <<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/governor/governor/ki-shakaiken/2018/12/14.html>>

ことができる制度の検討が求められており、そうした視点から、拠出・運用・給付の各段階における課税の在り方の検討を踏まえた年金課税の見直しや、家計の安定的な資産形成の支援等に配慮した金融所得課税の在り方の検討も、今後の課題と位置付けられている。（与党大綱、pp.13-14, 121.）

与党大綱は、経済の国際化・電子化への課税上の対応を検討事項として挙げ、「企業活動や各種取引の実態、国際的な議論、諸外国における対応等を踏まえつつ」検討を行うこととしている（同、pp.15-16, 121.）。経済の電子化に伴い、物理的拠点を設けずに事業を行う外国法人の事業所得に各国の税務当局が適正に課税できていない問題が指摘されており、現在、OECD や G20 の枠組みでの議論がなされている中⁷⁰、税制の整備が引き続き課題となろう。

車体課税については、平成 31 年度税制改正で大幅な見直しを行う方針が示されたが、同時に与党大綱は、自動車関係諸税について、技術革新や自動車を取り巻く環境変化等を踏まえ、その課税の在り方を中長期的に検討する方針を示しており（同、pp.121-122.）、具体的には、走行距離に応じた課税方法への移行が検討されるとの見方も報じられている⁷¹。この方向性に対しては、一定の評価が示されている一方、走行距離の把握方法や税負担の増加への配慮等の課題も指摘されている⁷²。

おわりに

平成 31 年度税制改正案は、消費税率の 10%への引上げによる影響を緩和するための措置として、住宅ローン減税の拡充及び車体課税の見直しを掲げている。消費税率の引上げに向けては、これらの税制上の措置に加えて、歳出面でも 2 兆円規模の経費が平成 31 年度予算案に計上されているところ、対策の規模が過大であるとの懸念⁷³も見られるだけに、それぞれの措置に伴う効果を事前の段階で十分に見極める必要があるろう。

消費税率の引上げをめぐる課題に加え、財政健全化に向けた取組や所得再分配への配慮など、税制を取り巻く課題は少なくない。在るべき税制の姿を見据えた今後の議論が注目される。

⁷⁰ OECD 等における取組については、佐藤良「デジタル経済の課税をめぐる動向」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1010 号, 2018.7.19. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11117772_po_IB1010.pdf?contentNo=1> を参照。

⁷¹ 「税改正、20 年度以降に宿題」『日本経済新聞』2018.12.15; 「走行距離など「利用」に着目」『日本経済新聞』2018.12.15.

⁷² 土居丈朗「走行距離に応じ加算も」『日本経済新聞』2018.12.16; 佐藤主光「中長期的な検討 評価」『読売新聞』2018.12.15; 同上

⁷³ 「社説 財政・社会保障の持続へ次の改革を」『日本経済新聞』2018.12.22.

巻末表 A 平成 31 年度税制改正案（内国税関係）による増減収見込額

（単位：億円）

改正事項	平年度	初年度
1. 個人所得課税 住宅ローン減税の拡充	▲1,000	—
2. 資産課税 個人事業者の事業承継制度の創設	▲10	▲10
3. 法人課税		
(1) 保険会社等の異常危険準備金制度の特例積立率の引上げ	▲40	▲40
(2) 医療用機器の特別償却制度の見直し	▲10	▲10
(3) その他の租税特別措置の見直し	20	20
法人課税 計	▲30	▲30
合 計	▲1,040	▲40

(注 1) 上記の計数は、10 億円未満を四捨五入している。▲は減収を意味する。

(注 2) 住宅ローン減税の拡充による平年度減収見込額は、平成 31 (2019) 年 10 月 1 日から平成 32 (2020) 年 12 月 31 日までの居住分について改正後の制度を適用した場合の減収見込額の平均 (1 年居住分) と、改正前の制度を適用した場合の減収見込額との差額を計上している。

(注 3) 「3. (3) その他の租税特別措置の見直し」は、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の見直し (平年度 10 億円、初年度 10 億円) 及び協同組合等の貸倒引当金の特例の廃止 (平年度 10 億円、初年度 10 億円) である。

(注 4) 車体課税の見直しにおける自動車重量税のエコカー減税の見直しによる増収見込額及び一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への資金の移動は以下のとおり。

	(平年度)	(初年度)
1. 自動車重量税		
(1) 自動車重量税の見直し	160	90
(2) 自動車重量税の譲与割合の引上げ	▲550	▲100
自動車重量税 計	▲390	▲10
2. 揮発油税		
税率の引下げ	▲140	—
一般会計分 計	▲530	▲10
3. 自動車重量税 (譲与分)		
(1) 自動車重量税の見直し	110	62
(2) 自動車重量税の譲与割合の引上げ	550	100
自動車重量税 (譲与分) 計	660	162
4. 地方揮発油税		
税率の引上げ	142	—
交付税及び譲与税配付金特別会計分 計	802	162
差 引	272	152

*1 上記の計数は、一般会計分は 10 億円未満を、特別会計分は 1 億円未満を四捨五入している。

*2 平成 29 (2017) 年度から平成 31 (2019) 年度にかけて追加的に発生したエコカー減税制度による減収見込額は、▲84 億円 (一般会計分▲50 億円、特別会計分▲34 億円)。

(出典) 「平成 31 年度税制改正の大綱」(平成 30 年 12 月 21 日閣議決定) p.104. 財務省 HP <https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2019/20181221taikou.pdf> を基に筆者作成。

巻末表 B 平成 31 年度税制改正案（地方税関係）による増減収見込額

(単位: 億円)

改正事項	平 年 度			初 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税	▲ 51	▲ 94	▲ 145			
(1) 住宅ローン減税の拡充	▲ 50	▲ 91	▲ 141			
(2) 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置	▲ 1	▲ 3	▲ 4			
2 法人事業税	▲ 18,704		▲ 18,704			
(1) 特別法人事業税（仮称）の創設に伴う標準税率の見直し	▲ 18,697		▲ 18,697			
(2) グループ会社間取引に係る収入金額を控除する収入割の課税標準の特例措置の創設	▲ 7		▲ 7			
3 車体課税	▲ 690	▲ 108	▲ 798	▲ 49	▲ 49	▲ 98
(1) 自動車税種別割の標準税率の引下げ (平成31(2019)年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車から)	▲ 1,324		▲ 1,324	▲ 10		▲ 10
(2) 自動車税環境性能割の税率等の適用区分の見直し	95	153	248	50	81	131
(3) 自動車税種別割及び軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し (平成33(2021)年度及び平成34(2022)年度に新車新規登録を受けた又は新規取得した自家用乗用車から)	243	35	278			
(4) 自動車取得税のエコカー減税の軽減割合等の見直し				10	20	30
(5) 需要変動の平準化対策に係る自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減 (平成31(2019)年10月1日から平成32(2020)年9月30日までの間に取得した自家用乗用車のみ)				▲ 226	▲ 23	▲ 249
(6) 自動車税環境性能割交付金の交付率の見直し	296	▲ 296	0	127	▲ 127	0
4 固定資産税		2	2			
税負担軽減措置の見直し等		2	2			
合 計	▲ 19,445	▲ 200	▲ 19,645	▲ 49	▲ 49	▲ 98
国税の税制改正に伴うもの	2	▲ 2	0			
法人住民税		▲ 2	▲ 2			
法人事業税	2		2			
再 計	▲ 19,443	▲ 202	▲ 19,645	▲ 49	▲ 49	▲ 98

地方譲与税

1 特別法人事業譲与税（仮称）	18,697		18,697			
2 自動車重量譲与税	550	110	660	80	49	129
3 地方揮発油譲与税	142		142			
4 森林環境譲与税（仮称）	62	558	620	40	160	200
地方譲与税計	19,451	668	20,119	120	209	329
再々計 (地方譲与税を含む合計)	8	466	474	71	160	231

- (注 1) 上記の計数は 1 億円未満を四捨五入している。▲は減収を意味する。
- (注 2) 「1 個人住民税 (1) 住宅ローン減税の拡充」の平年度の減収見込額は、平成 31 (2019) 年 10 月 1 日から平成 32 (2020) 年 12 月 31 日までの居住分について改正後の制度を適用した場合の減収見込額の平均 (1 年居住分) と、改正前の制度を適用した場合の減収見込額との差額を計上している。
- (注 3) 「1 個人住民税 (2) 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置」の平年度の減収見込額は、「平成 28 年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告 (平成 28 年 11 月 1 日現在)」(厚生労働省)に基づき算出したものである。
- (注 4) 「3 車体課税 (1) 自動車税種別割の標準税率の引下げ」の平年度の減収見込額は、平成 45 (2033) 年度以降に生ずる減収見込額である。
- (注 5) 「3 車体課税 (5) 需要変動の平準化対策に係る自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減」の平成 32 (2020) 年度減収見込額は▲253 億円 (道府県税▲202 億円、市町村税▲51 億円)。
- (注 6) 「2 自動車重量譲与税」の平年度及び初年度の増収見込額のうち、道府県税の 550 億円 (平年度) 及び 80 億円 (初年度) は自動車重量税 (国税) の譲与割合を引き上げることによる増収見込額であり、市町村税の 110 億円 (平年度) 及び 49 億円 (初年度) は自動車重量税 (国税) の見直しに伴う譲与額の増加によるものである。
- (注 7) 「3 地方揮発油譲与税」の平年度の増収見込額は、揮発油税から地方揮発油税への税源移譲による増収見込額である (平成 46 (2034) 年度から譲与)。
- (注 8) 「4 森林環境譲与税 (仮称)」については、その財源として森林環境税 (仮称) (国税) を創設 (平年度 6 20 億円、平成 36 (2024) 年度から課税を開始)。
- (出典) 「平成 31 年度税制改正の大綱」(平成 30 年 12 月 21 日閣議決定) p.105. 財務省 HP <https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2019/20181221taikou.pdf> を基に筆者作成。